

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成30年6月13日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第42号の審査	2
質疑（南野直司委員）	
議案第44号の審査	3
質疑（光好博幸委員）	
議案第46号所管分の審査	4
質疑（南野直司委員）	
議案第49号の審査	5
質疑（弘豊委員）	
議案第50号の審査	6
質疑（弘豊委員、森西正委員）	
議案第51号の審査	8
質疑（光好博幸委員）	
採決	9
閉会の宣告	10

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年6月13日(水) 午前10時 開会
午前10時51分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 村上英明 委員 南野直司
委員 弘 豊 委員 森西正 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 野村眞二 文化スポーツ課長 妹尾紀子
保健福祉部長 堤 守 同部参事 川口敦子
高齢介護課長 荒井陽子 障害福祉課 森川 護

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 関 正秀

1. 審査案件

議案第42号 摂津市山田川運動広場条例制定の件
議案第44号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
議案第46号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第49号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第50号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第51号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きましての民生常任委員会、ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で民生常任委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○増永和起委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第42号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 山田川運動広場を公の施設として設置し、指定管理者制度を導入していきますということでもあります。

開始は来年の4月からということでもあります。改めて指定管理者制度へ持っていくスケジュール等々、聞かせていただきたいなと思います。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、南野委員のご質問にお答えいたします。

指定管理者がこの平成30年度の末で一旦契約が終わり、平成31年4月1日からまた更新となりますけれども、今年度、その指定管理者更新に向けたスケジュールといたしましては、この夏ごろに募集をかけるという形になる場合は公募という形をとらせていただいて、9月議会で債務負担行為の部分について議案の上程をさせていただき、12月議会に指定管理者を指定する議案のほうの上程をさせていただくというスケジュールになっておまして、それでまた平成31年4月から更新の、指定管理者が決まるという予定で進めるということになっております。

以上です。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

あとそれから、今まで無料でお貸ししてたと思いますけども、今度これからは有料ということでもあります。平日が350円、そして土日が500円ということで、いろいろ市内の登録クラブ等々は減免があるかと思うんですけども、何よりも、いずれにしても周知徹底が私は大事なところやなと思います。このような運動広場があるということをごすね。今までもお知らせしていただいていると思うんですけども、改めてやはり広報等々通じて、市民の方へお知らせしていくということが本当に大事やなと思います。その考えを、周知の方法ですごね、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいなと思います。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 山田川運動広場の周知方法について、お答えさせていた

できます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように指定管理者の公募という形になりましたら、当然その部分で山田川運動広場がありますということが周知されることに、一旦はなるかと思えますけれども、市民の方に対して平成31年4月1日から公の施設になるということにつきましては、ホームページ、広報でという形になるかと思えますけれども、そういう形をとって周知を図っていきたい思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。多くの摂津市民の方が利用していただけるように、どうか周知のほう徹底、よろしく願います。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

確認の意味でちょっとお聞かせいただきたいのですが、表の中のハイフンの欄が個人の共用使用に対応されてたということですね。それを団体に開放して、予約制にするという理解だと思んですが、その狙いとしては第2体育室の使用率を上げていくということも狙いに入ってるのかとは思いますが、現状、個人利用の方がどれだけおられて、それを団体に開放されることによって、どういう効果と見込みか、使用率が上がるという見込み

を、もしされているのであれば、ご説明よろしく願います。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、光好委員の鳥飼体育館の第2体育室の利用についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼体育館の第2体育室の個人利用の部分につきましては、人数的なお話でさせていただきますと、平成29年度では年間で、大人が144人、子どもが75人ということで聞いております。

この利用ですけれども、午後の(2)という区分の午後3時から6時という間につきましては、これまで共用使用の部分だけでございまして、その部分が専用使用がふえることによって、その部分がほかにも使っていただけるということであれば、この人数を上回る形でふえていけばと思っております。

過去の平成28年度等を見ていまして、件数的には大体共用の部分と団体の専用使用で使ってる件数というのは年間では同じぐらいの件数という形になってまして、午後の(2)の午後3時から6時というのは、共用使用の個人の方でもほかの時間帯よりは少ないかなというところが見えておまして、その部分を団体専用で使っていただけるということによって、あとまた、団体の専用使用のほうでは、その時間帯を入れることによって、今までは3時間ごとの使用しかできてなかったんですけれども、通しで使用できるという形の条例案を上げさせていただいておりますので、そういうことでも団体の使用がふえれば、全体の利用率が上がるのではと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

もう一つ確認。もし団体が使うという前提において、今まで個人が使ってた時間帯に使いなくなるということはあるのかなのか、ご説明よろしくをお願いします。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 光好委員のご質問にお答えいたします。

現在、ほかの時間帯、専用使用が可能な時間帯につきましても、団体の専用使用がない場合は個人が共用でお使いいただけるというふうになっておりますので、団体の専用使用によって個人が使いなくなるということが、そんなにたくさん起こってくるとは考えておりませんので、たくさんお互いが使えるようになると思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解しました。

ほかの施設も含めまして、皆さんに使っていただけるように配慮いただければと思います。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 ひとり親家庭の医療費

の助成、そして重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正ということがあります。

中身につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるというのが大きい中身なのかなというふうに思うんですけども、この中身、同一生計配偶者、生計をともにされてて、例えば生計は一緒なんだけども、住所が別々でも対象に当たるとか、その辺があるのかなと思うんですけども、その辺、お聞かせいただきたいと思えます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 お答えさせていただきます。

今回、所得税法の一部改正によりまして、これまで所得制限が設けられていなかった控除対象配偶者につきまして、居住者の合計所得金額が1,000万円以下との所得制限が設けられまして、従来の控除対象配偶者以外に新しく同一生計配偶者という用語が定義されております。

平成29年分までの控除対象配偶者の内容と、平成30年分以降の同一生計配偶者の内容につきましては全く同じものということになりますので、今回、重度障害者医療費助成の文言の改正を行いますけれども、内容については全く同じものということになります。

○増永和起委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第49号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

今回の条例の一部改正ということなんですけれども、その中身で特に市民にかかわってこういうふうになるんだということがありましたら、紹介していただけたらなということで、この議案の中身だけですと、なかなかそこらあたりがわかりにくいと思うので、少し補足というか、お願いしたいというふうに思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、弘委員のご質問にお答えいたします。

介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定には合計所得金額を用いておりますが、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や、土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の所得が急増し、介護保険にかかる自己負担額が高額になる場合がございます。

土地の売却等は本人の都合によらない場合もありますので、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、今回、合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額を用いることとするものです。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

譲渡所得で一時的にその世帯に収入が

あったときに、所得段階のところで介護保険の利用料が1割負担が2割負担になったり、今後やったら3割負担になったりとか、そういうようなことがあるんだけど、そういう本人の都合によらないような土地の譲渡にかかわっては、判定しなくてすよというふうなことが盛り込まれてくるということなんですけれども、今、災害だったり、土地収用だったりというようなことを紹介してもらいましたけれども、例えば本人が老人ホームに入りますとか、土地家屋を処分するというふうな、そういうときありますね。そういうときの扱いもできれば参考に教えていただけたらというふうに思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 今回の改正につきましては、そのような内容が入っていないということになっております。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 事前にどういうものかなというふうなことで資料を調べてたんですけども、本人都合、いろいろとあると思うんですけども、やむを得ずおうちを処分されるというようなことはあり得ると思うんですけども、そういったものも含まれるのではないのかなというふうな認識が少しあったんです。だからそういったものも確認の意味で、もう一度お願いできないかと思うんですけども、よいでしょうか。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 申しわけございません。先ほどの具体的な内容に、居住用財産を譲渡した場合の最大3,000万円、というものと、特定の土地を譲渡した場合の最大1,000万円というものがござい

ますので、このあたりが含まれてくるということで、先ほどの私の答弁は間違っていたと思いますので、訂正させていただきます。

○増永和起委員長 ただいまの答弁訂正を許可します。

弘委員。

○弘豊委員 済みません。ありがとうございます。

今回の改正が、これまでやはりそういった形で本人にとってみれば自分が希望してということではなかった部分についても自己負担がその年度だけ上がってしまうということが起きてたということですね。そういったものをやはり救済していくという意味では前向きな今回の改正なのかなというようなことも受けとめておりますし、そこらあたりをまた市民にも知らせられるような、そういった工夫も考えていただけたらなというふうに思って、これは要望として、私のほうからは以上とさせていただきます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号の審査に入ります。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 そうしたら続きまして議案第50号なんですけれども、この改正の中身で、第3条第2項中、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」というふうなことで記載されています。

この看護小規模多機能型居宅介護というふうなことで言いましたら、これまで複合型サービスと以前は呼んで、その施設の整備を施設の中でもやっつけていこうというふうなことの計画はあったものの、なかなか未整備で、なかなか事業者があらわれなくてというふうなことだったかと思うんです。

なので、改めましてこの看護小規模多機能型居宅介護の、今は摂津市に事業所は全くありませんし、なかなか私は議員としてもなじみがないものですので、その中身についての紹介と、この改正を受けて事業者があらわれてくる見込みがあるのかどうか。そこらあたりの見通しを教えていただけたらと思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、弘委員の質問にお答えいたします。

看護小規模多機能型居宅介護は、どのようなサービスかということでございますが、高齢者本人やその家族のニーズに応じ、通い、訪問看護、訪問介護、泊まりのサービスの提供が可能となっております。

看護と介護サービスの一体的な提供によって、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ることができるサービスであり、要支援1、2の方は利用できないんですが、要介護認定が出た方は利用できるということになっております。

それから、追加された診療所の対象となる事業所なんですけれども、現在、市内に1か所、基準に合う事業所がございます。今後の見込み量につきましては、第7期せつつ高齢者がやきプランの中で、平成32年度を目標に、240人ということにしておりますので、市としても整備はしていきたいということで考えております。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 まだまだこの制度もできて間もないといったらあれですけども、年がまだ浅いですし、全国的に見ても行われている事業者は少ないというふうな、そういうサービスなのかなというふうに認識してるんですけども、医療的なケアが必要な方であって、地域の中で暮らしていく。今ある小規模多機能型居宅介護だったら、その看護、医療的なそういった部分はなかなか難しいというふうなことなんだろうと思うので、行く行くは必要になってくるというふうなことから、それは市内でも整備していくご努力を一層強めていただけたらというふうに思います。

この改正の条例の中身でいったら、法人にプラスして個人開業医というふうなことになるのかなと思うんですが、摂津市の中ではなかなか個人開業医がこういったことに手を出すということというのは余りあり得ないんだろうなと思いつつながら、全国的に見たときに、過疎地とか地方のほうでこういうものも必要で、法改正があるのかなというようにいろいろと調べる中では思ってたんですけども、これからの第7期せつつ高齢者ががやきプランで記されている計画に沿った中身、実行の上ではぜひぜひ重ねて努力を行っていただくように要望として、私からは以上とさせていただきます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

第3条第2項中の「法人」の次に、「又は病床を有する診療所を開設している者」ということで、先ほど弘委員も質疑をされておられましたけれども、平成32年度で

は240人という答弁をいただきましたけれども、これは利用者が240人ということでの認識でよろしいんですか。その点をお聞かせいただきたいと思ひますし、それと、「法人」の次に、「又は病床を有する診療所を開設している者」ということですが、法人でない病院というのもここに該当するものなのか、その点をお聞かせいただけたらと思ひます。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 森西委員の質問にお答えしたいと思ひます。

まず1点目、240人という見込み量は、利用者の数でございます。

次に診療所の件でございますけれども、法人でない診療所も基準に合っていると、今回の改正でなっております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 診療所の件で聞きたいのは、診療所というふうに言われているところではなくて、個人の病院という、もう少し言うと、診療所でなくてベッド数が多い病院というところが、この部分に関しては法人でない、医療法人でないところの個人の病院というところが開設が可能であるのかどうかということをお聞かせいただきたいんですけども。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 ただいまの質問につきましては、確認をさせていただきたいと思ひます。

○増永和起委員長 暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

川口部参事。

○川口保健福祉部参事 それでは先ほど

の森西委員のご質問にお答えいたします。

全ての病院が法人格を有しているということではございませんので、法人格を有している病院につきましては、従前から該当するというところでございます。

病院であるけれども法人格を有していないところは、従前も今回の改正でも対象ではございません。

もう一点です。法人につきましては、医療法人や社会福祉法人、このようなものが法人の中に含まれているものでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 ご答弁いただきました。

先ほどから240人の利用者为目标とされるということでありまして、今まで地域密着型サービスにおいて、なかなか手を挙げていただける事業者がおられないというふうなことでして、今回この介護保険法施行規則の改正というのは、これは全国的に見て、例えばそういうふうな点で手を挙げていただけるその事業者が少ないというところがあって、幅を広げられたということかなというふうに思いますので、摂津市においてなかなかと今まで厳しい部分がありましたので、何とか開設に向けてとか、事業者が出てこられるような努力をぜひとも進めていただきたいと思いますし、以前からも委員会等でも話をさせていただいてますけれども、今までと違った考え方とか、そういうこともやはり進めていかなあかんというふうには思いますので、今までで手を挙げていただけるところがなかったのも、同じような中身でもって、そしたら手を挙げてくださいというてもなかなか厳しいと思いますので、ちょっと方向を変えて、考え方を進め

ることも検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

次に、議案第51号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは確認の意味で1点だけ質疑させていただきます。

この条例改定は、確認すると、昨年6月にも一部改正されてるところで、議事録を読んでますと、更新研修を受ける方の誤解を招くことがあって一部改正をされて、またことしもされてるということなので、中身について、もう一度ご説明いただければと思います。お願いします。

○増永和起委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 今回のこの改正につきましては、主任介護支援専門員の更新研修にかかる内容となっております。

まず、主任介護支援専門員の資格ですが、これは平成18年に新たにできました制度で、当初はこの資格に有効期間が設けられておりませんでした。平成28年度になりまして、主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図るということを目的に、5年ごとの更新制度が導入されることになりました。

平成26年度までに主任介護支援専門員の研修を修了した者について、経過措置として、平成23年度までに修了した者については平成31年3月31日まで、平成24年度から平成26年度までに修了した者については平成32年3月31日まで有効期間が設定されました。

その定義に不明確なところがあるということで、平成29年に一部改正がされました。5年の有効期間内に更新研修を受講しますが、受講した日からまた5年後、更新研修を修了した日を起算日といたしますと、5年きっちり満了日に研修を受けられるとよいですが、研修の機会がそう多くあるわけではございませんので、更新研修を例えば4年で受けた場合は、そこを起算日として5年となりますと、1年早くに研修を受けることとなり、不公平が生じるような状況となっておりますので、それを昨年の改正において文言整理がされたということでございます。

今回の改正は、また新たに経過措置の規定についてでございます。これにつきましては経過措置期間内に主任介護支援専門員の更新研修を修了した場合、それぞれ先ほど申し上げましたように、平成31年3月31日まで、あるいは平成32年3月31日までの経過措置が与えられるという文言になっておりましたので、更新研修を修了していない場合においては、当初の主任介護支援専門員研修を受けた5年後以降は資格を有していなかったということにとれるということになりますので、資格がない中で業務に当たっていたという事態が生じないように、更新研修の受講要件を満たす者は更新研修を受けていても受けていなくても、この経過措置の期間は主任介護支援専門員の資格を有する者というように、文言の整理が図られたものでございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。わかりやすかったです。

主任ケアマネジャーに、しっかりと研修を受けていただくことは重要やと思いま

すけれど、誤解のないようにといたしますか、これからも気をつけていただければと思います。理解しました。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第50号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 光好 博幸